

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3・4号機)」
2. 日時：令和2年10月26日(月) 14時00分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(※一部TV会議システムによる出席)
4. 出席者：(※1…TV会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、櫻井安全審査官  
原子力規制企画課 火災対策室

奥田専門職、山下係長

長官官房技術基盤グループ

核燃料廃棄物研究部門 後神技術研究調査官※1

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力技術部長他 他18名※1

## 5. 要旨

- (1) 九州電力株式会社から、玄海原子力発電所3, 4号炉使用済燃料貯蔵施設の設置(設置許可基準規則への適合性について)について、資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、以下の点を含め今後の審査にて引き続き確認していく旨を伝えた。
  - ・資料1-1 P.29～ 解析条件で保守的に設定しているものがあれば説明すること。
  - ・資料1-1 P.20 A型とB型燃料の冷却期間の相違について説明すること。
  - ・資料1-1 P.36 蓋間圧力の監視頻度等の説明をすること。
  - ・DRY-1-3 P.233～236の火災区域及び火災区画の面積を示すこと
- (3) 九州電力株式会社から、了解した旨、回答があった。

## 6. その他

提出資料

- ・資料1-1 玄海原子力発電所使用済燃料乾式貯蔵施設の設置【設置許可基準規則への適合性について】
- ・資料DRY-1-3 玄海原子力発電所設置許可基準規則への適合性について(使用済燃料貯蔵施設)

以上